

秋田市有スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー募集要項

1 目的

本市とネーミングライツ・パートナーとが連携および協力することにより、民間の資源やノウハウ等を活用し、施設等の魅力および市民サービスの向上を図り、地域の活性化につなげるとともに、安定的な自主財源を確保し、本市のスポーツ施策の振興を図ることなどを目的に、本市の市有スポーツ施設のネーミングライツ・パートナーを公募します。

2 応募の条件

- (1) 自らネーミングライツ・パートナーとなることを希望する団体等が応募できます。
- (2) 政治団体、宗教団体のほか、申込み時点で公序良俗に反する事業を行う法人、市から指名停止の措置を受けている法人など、応募できない場合がありますので、詳しくは「秋田市ネーミングライツ導入に関するガイドライン」を参照してください。

3 対象施設と契約条件

施設名称／所在地	R6年度利用者数	希望価格（年額）	希望契約年数
茨島体育館 秋田市茨島一丁目4-71	約33,300人	75万円以上 （税込み）	3年以上
河辺体育館 秋田市河辺和田字上中野186	約10,900人	50万円以上 （税込み）	3年以上
雄和体育館 ※ 秋田市雄和妙法字上大部95-1	約10,500人	50万円以上 （税込み）	3年以上
雄和南体育館 秋田市雄和神ヶ村字陳笠259	約3,200人	30万円以上 （税込み）	3年以上
雄和花の森野球場 秋田市雄和石田字蟹沢39	約8,100人	35万円以上 （税込み）	3年以上
屋内多目的運動場（光沼アリーナ） ・テニスコート 秋田市土崎港相染町字沼端77	約9,600人 約5,200人	45万円以上 （税込み）	3年以上

※雨漏り改修工事を検討しているため、約4～8か月程度休館予定があります。休館期間があった場合は、協議により希望価格（年額）から減額します。

- (1) 契約開始日は令和8年4月1日以降とします。なお、初年度分の納付額は、年間契約額を月割して算出した額とします。
- (2) 契約期間満了日は、原則として契約最終年度の3月31日を目安とします。
- (3) 当該対象施設が契約最終年度の翌年度以降も継続してネーミングライツを導入する場合において、翌年度から開始する当該施設に係る契約については、今回契約した団体等に優先交渉権があります。

- (4) 対象施設の詳細については、別添「施設の概要」をご覧ください。
- (5) その他、契約条件については、お気軽にご相談ください。

4 ネーミングライツ（命名権）の範囲

3の対象施設の愛称として、企業名又は商品（ブランド）名を付けることができます。なお、利用者の混乱を避けるため、契約期間内における愛称の変更は原則としてできません。また、施設で行う競技種目が紛らわしくなるような愛称はお断りする場合があります。

5 パートナーのメリット

No.	パートナーメリット	内 容	備 考
①	施設への看板設置	- 対象施設および周辺看板等に愛称を表示することができます。 - 施設内にPR展示スペースを設けることができます（面積2㎡まで）。	設置場所、表示内容等については協議により決定します。
②	周辺案内看板への表示		
③	その他案内表示の変更		
④	広報紙、ホームページ、その他広告媒体による愛称の露出および普及	秋田市の広報やホームページ、印刷物等の広報ツールにおいて、愛称決定のお知らせや表示・記載を変更します。	
⑤	施設の使用権	集客イベント等での対象施設無償使用権を付与します。	日数、条件等については協議の上、決定します。
⑥	その他	協議によることとします。	①～⑤以外については協議の上、決定します。

6 応募方法

(1) 公募期間

令和7年10月10日(金)から令和7年10月31日(金)まで（22日間）

(2) 提出書類

ア 秋田市有スポーツ施設ネーミングライツ・パートナー応募申請書

イ 会社概要

ウ 直近3年間の決算報告書

エ 登記事項証明書（個人事業主は、住民票）

オ 納税証明書（写し可）※秋田市外の団体等は不要

(ア) 消費税（税務署で、『その3 未納税額のない証明用』を発行してもらってください（※その3の3でも可）。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※消費税、法人市民税は、直近の事業年度のもの

※固定資産税、個人市民税は、申請日において納付期限が到来している分までの直近4期分の証明書

(3) 提出方法

提出は直接持参いただくか、郵送してください。持参される場合の受付は、土曜日、日曜日および祝日以外の午前9時から午後5時までとします。なお、公募期間の最終日となる令和7年10月31日（金）の午後5時必着とさせていただきます。

7 選定方法

公募期間終了後、秋田市観光文化スポーツ部が設置する審査委員会において、契約希望金額、契約希望期間、愛称案、その他の要素を総合的に判断し、優先交渉権者を決定します。その後、契約条件等の協議を行い、本市のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしいと認められる場合、契約を締結します。

8 お申込み・お問合せ先

〒010-8560

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市観光文化スポーツ部スポーツ振興課 庶務・管理担当

電話：018-888-5611（直通）

Eメール：ro-edsp@city.akita.lg.jp